

議案第 4 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の
制定について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例を、別紙のと
おり制定する。

平成 2 7 年 2 月 2 7 日提出

加西市長 西 村 和 平

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

(議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和42年加西市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「475,000円」を「451,000円」に、「400,000円」を「380,000円」に、「369,000円」を「350,000円」に改める。

(特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例（昭和42年加西市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(3) 教育長

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

職名	給料月額
市長	893,000円
副市長	714,000円
教育長	640,000円

(加西市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第3条 加西市特別職報酬等審議会条例（昭和43年加西市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条中「市長及び副市長の給料の額」を「市長、副市長及び教育長の給料の額（以下「報酬等の額」という。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の条例の提出の有無に関わらず、報酬等の額について少なくとも4年に1回審議会の意見を聴くものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条の規定によりなお従前の例により在職するものとされた教育長については、第

2条の規定による改正後の特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の規定は適用しない。

(審議資料)

加西市特別職報酬等審議会の答申に基づき、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び加西市特別職報酬等審議会条例に定める報酬等を改正し、合わせて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正地方教育行政法」という。）が平成27年4月1日から施行され、施行後新たに任命される教育長（以下「新教育長」という。）が常勤の特別職となることから所要の改正を行うもの。

(1) 報酬等の改定

区 分			現 行	改正案	施行日
議 員	議 長	月額	475,000円	451,000円	平成27年7月1日
	副 議 長	月額	400,000円	380,000円	
	議 員	月額	369,000円	350,000円	
特 別 職	市 長	月額	940,000円	893,000円	
	副 市 長	月額	752,000円	714,000円	
	新 教 育 長	月額	(※)674,000円	640,000円	

(※)教育長の給与及び旅費等に関する条例に規定される額

(2) 特別職報酬等審議会の開催について、少なくとも4年に1回は意見を聴くこととする。